

社会医療法人高橋病院 通所リハビリテーション

重要事項説明書

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション)

あなたに対する介護保険法緒及び関連法令によるサービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号（指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準）第74条、第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者名称	社会医療法人 高橋病院
主たる事務所の所在地	函館市時任町 1番2号
法人種別	社会医療法人
代表者名	高橋 肇
電話番号	0138-78-1230

2 事業所概要

事業所名称	社会医療法人高橋病院 通所リハビリテーション
事業所番号	0111419263
所在地	函館市時任町1番2号
電話番号・FAX番号	電話 (0138) 78-1112 FAX (0138) 78-1113
第三者評価実施の有無	無

3 事業の目的と方針

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの事業は、要介護及び要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとします。

4 事業所の職員体制

職種	常 勤	非常勤	備考
職種	常 勤	非常勤	備考
管理者（医師）	1名	—	
医師	—	2名	
理学療法士	—	10名以上	サービス提供時間に合わせて適時
作業療法士	1名	10名以上	サービス提供時間に合わせて適時
言語聴覚士	—	5名以上	サービス提供時間に合わせて適時
事務	—	1名以上	
運転手兼介護職員	—	2名以上	

※ 但し必要に応じて職員又は臨時職員を増員し、配置します。

5 営業時間

営業日	月～金曜日（土曜、日曜、祝日、開院記念日（8月13日）、7月13日の午後、年末年始（12月30日～1月3日）は休業）
営業時間	8：45～17：00
サービス提供時間	① 9：00～10：10 ②10：20～11：30 ③13：30～14：40

6 サービスに関する相談・苦情等

ご相談・ご苦情窓口	社会医療法人高橋病院 通所リハビリテーション 柳田 佳奈		
苦情・相談窓口連絡先	函館市時任町1番2号 TEL : (0138) 78-1112 FAX : (0138) 78-1113		
<p>当事業所以外に、下記の各市町村介護保険担当課、国民健康保険団体連合会等の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。</p>			
函館市役所介護高齢福祉課	住所	函館市東雲町4番13号	
	電話	0138-21-3025	
函館市役所介護指導監査課	住所	函館市東雲町4番13号	
	電話	0138-21-3926	
	電話	0138-21-3927	
	電話	0138-21-3923	
北海道国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口直通（介護保険）	住所	札幌市中央区南2条西14丁目	
	電話	011-231-5175	

7 サービス内容

- ① 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ② 医学的管理
- ③ 機能訓練（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訓練を実施いたします。）

8 事故発生時の対応

利用者に心身の状態の急変やけが等の事故が発生した場合は、市町村、利用者の御家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、主治医や協力医療機関への連絡、又は救急関連機関等への連絡等適切な措置を講じます。また、利用者に対する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に伴い、損害すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 秘密の保持

当時業者が行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションにおいて、業務上知り得た利用者の情報は堅く秘密を保持します。従業員が退職後も、在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

（乙）当事業者、事業所は、（甲）利用者さまに対する通所リハビリテーションおよび指定居宅介護サービスの提供にあたり、本書面に基づいてサービス内容及び重要事項を説明しました。

（乙）事業者（説明者）

所在地 函館市時任町1番2号

事業者名 社会医療法人高橋病院通所リハビリテーション

_____ (印)